主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人日下謙吾、同古川太三郎、同佐藤充宏の上告趣意のうち、判例違反をいう 点は、所論引用の各判例はいずれも事案を異にし、本件に適切でなく、その余は、 単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあ たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五五年九月二六日

最高裁判所第一小法廷

光	重	藤	寸	裁判長裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亨		山	本	裁判官
朗	治	村	中	裁判官
孝	正		谷	裁判官